

# 日本犯罪社会学会

## 第39回

### 大会プログラム

2012年

10月27日(土) 28日(日) 学術大会

一橋大学 国立西キャンパス

〒186-8601 東京都国立市中 2-1

## 日本犯罪社会学会第39回大会賛助団体御芳名

財団法人 日立みらい財団  
龍谷大学矯正・保護課程

学会運営ならびに当大会開催に関し、上記の諸団体より御支援頂きました。  
ここに、その御芳名を記して感謝の意を表します(敬称略)。

日本犯罪社会学会会長 矢島 正見  
同 大会実行委員長 葛野 尋之

# 大会日程

第1日目 10月27日(土)

9:00	受付 本館2階23番教室			
10:00	自由報告A 本館2階 26教室	自由報告B 本館2階 28教室	自由報告C 本館3階 36教室	自由報告D 本館3階 38教室
13:00	<b>昼 休 み</b>			
14:20	テーマ セッションA 本館 2階 26教室	テーマ セッションB 本館 2階 28教室	テーマ セッションC 本館 3階 36教室	テーマ セッションD 本館 3階 38番教室
17:20				
17:30	総 会 本館2階21教室			
18:10				
18:20	懇 親 会 西プラザ			
20:00				

第2日目 10月28日(日)

9:00	受付 本館2階23番教室			
9:30	テーマ セッションE 本館 2階 26教室	テーマ セッションF 本館 2階 28教室	テーマ セッションG 本館 3階 36教室	テーマ セッションH 本館 3階 38番教室
12:30	<b>昼 休 み</b>			
13:50	シンポジウム 本館2階21教室			
17:20				
17:20	閉会式 本館2階21教室			
17:30				

会員控室

本館2階22教室

理事会	26日(金)	17:00 - 18:30	職員集会所
編集委員会	27日(土)	13:00 - 14:20	本館1階特別応接室
研究委員会	28日(日)	12:30 - 13:50	本館1階特別応接室
テーマセッション打ち合わせ	27日(土)	13:00~14:00(昼休み)	
・セッションA	本館2階26教室		・セッションB 本館2階28教室
・セッションC	本館3階36教室		・セッションD 本館3階38教室
テーマセッション打ち合わせ	28日(日)	8:00~9:10	
・セッションE	本館2階26教室		・セッションF 本館2階28教室
・セッションG	本館3階36教室		・セッションH 本館3階38教室
シンポジウム打ち合わせ	28日(日)	昼休み	本館2階21教室

## A1 少年法 55 条決定理由の一考察

小関 慶太 (桐蔭横浜大学大学院)

裁判員法施行後、少年の刑事裁判において家庭裁判所へ移送されたケースは4件のみ(2009年5月~2012年7月)であり、同法施行前は年間平均10件程度であったことについて、従来どのような理由で移送決定になったのか。またそれらの理由を裁判員裁判で有効に運用可能か(裁判員が移送の判断基準)について、家庭裁判所月報・新聞記事を資料に検討を行い一考察として報告をする。

## A2 東日本大震災が犯罪者の立ち直りに与えた影響(1) - 環境の変化と治安

岡本 英生 (甲南女子大学)

生島 浩 (福島大学)

東日本大震災は、更生保護施設在会者に対し、どのような影響を及ぼしたのかということを探ることが本研究の目的である。第1報告では、被災地に所在する更生保護施設周辺の被災状況や治安状況などについて調査した結果を報告し、更生保護施設在会者の再犯リスクをさらに高める可能性のある状況要因としてどのようなものがあったのかということをはっきりさせる。

## A3 東日本大震災が犯罪者の立ち直りに与えた影響(2) - 更生保護施設の実地調査

生島 浩 (福島大学)

岡本 英生 (甲南女子大学)

東日本大震災が、特に再犯リスクの高い更生保護施設在会者にどのような影響を与えたのか、福島市と仙台市所在の施設において、震災時に在会していた者及びスタッフにインタビュー調査を実施した。再犯はもとより、所在不明者もなく、そのリスクマネジメント機能は高く評価できる。しかし、復興需要による就労は一時的であり、守るべき家族もいない彼らに内在するリスクへの手厚い手立てが求められている。

## A4 少年院における矯正教育の構造に関する研究(4)

- 教育・処遇に関する法務教官と少年の認識等に注目して

村山 拓 (帝京平成大学) 岡邊 健 (山口大学)

後藤 弘子 (千葉大学) 山本 功 (淑徳大学) 土井 隆義 (筑波大学)

本報告では、2009年に全国の47少年院で実施した「矯正教育の実態と職員の意識に関する調査」(法務教官対象)及び「生活と意識に関する調査」(在院少年対象)の結果に基づき、少年院における教育・処遇に関する法務教官と少年の認識について検討する。教育・処遇における効用感や教育目標の達成等について、教官と少年がそれぞれどのような意識を持っているのかを分析することによって、矯正教育の特質の一端を明らかにしたい。

## A5 少年院における矯正教育の構造に関する研究(5)

- 教育・処遇に関する少年の認識を規定する要因等に注目して

岡邊 健 (山口大学) 村山 拓 (帝京平成大学)

土井 隆義 (筑波大学) 山本 功 (淑徳大学) 後藤 弘子 (千葉大学)

われわれは2009年に全国の47少年院において「矯正教育の実態と職員の意識に関する調査」(法務教官対象)及び「生活と意識に関する調査」(在院少年対象)を行い、一部の少年にはその後2回にわたりフォローアップ調査を実施した。これらの調査に基づき、本報告では主として、少年院における教育・処遇に関する少年の認識や、彼らが非行と向き合う意識のありようが、どのような要因によって規定されているかについて検討してみたい。

**B1 加害者家族に関する質的研究 - ナラティブの多様性**

深谷 裕 (北九州市立大学)

阿部 恭子 (NPO法人ワールドオープンハート)

これまでの加害者家族研究において、家族は「犯罪原因」あるいは「犯罪抑止要因」として位置づけられてきた。さらに近年では、「被害者」としてとらえる動きがみられるようになった。本報告では、加害者家族に対するインタビュー調査で得られた語りをふりかえり、「加害者 - 被害者」という二項対立を超えた、多様な社会的文脈の中での家族の位置づけを検討する。

**B2 加害者に対する“理解”と被害者心情の重視**

- 「しよく罪指導プログラム」の登場による保護司の処遇実践への影響

加藤 倫子 (立教大学大学院)

2007年より保護観察処遇に「しよく罪指導プログラム」が導入された。これは、保護観察対象者に反省を促し、被害者に対する感謝の気持ちを自覚させるというものである。一方で、保護司が実施する処遇においては、対象者の抱える問題を理解し、福祉の対象としていくという視点も存在する。この二つの流れのなかで処遇実践はどのように行なわれているのか、保護司に聞き取りを行ない、そこから明らかになったことを報告する。

**B3 被害者の視点を取り入れた教育の実践-長期刑務所における取組**

新海 浩之 (千葉刑務所)

東本 愛香 (千葉大学)

新法下で導入された「被害者の視点を取り入れた教育 (R4)」は、性犯罪再犯防止指導や薬物依存離脱指導等、既に実績のあるプログラムに比べて、その実施内容・効果検証の方法が確立されていない。長期刑に処せられた者を処遇する刑務所における、大学との協力関係の締結、指導実施の経過及び現在までに見られた効果及び展望について報告する。

**B4 情報ギャップと司法ソーシャルワーク**

古川 隆司 (追手門学院大学)

刑余者の社会復帰支援では、各種ワークショップ・研修では「情報」についてしばしば指摘され、連携上の課題とされる。各機関や実践領域ごとの相違を考慮したとしても、現状分析と改善方策を検討する必要がある。本報告は、ヒアリング調査から得た関係者の言説をテキストデータとして用い、分析を試みた結果を報告する。

**B5 更生保護施設女子職員の語り - あたりまえだけど、大切なこと**

大場 玲子 (関東地方更生保護委員会)

帰住先がないまま、刑務所を満期釈放となる者が年間7千人以上に及ぶという事実に向き合うとき、身寄りのない出所者を引受けて社会復帰の支援をする更生保護施設の意義はなお大きい。更生保護制度を巡っては、近年、矢継ぎ早に制度改革がなされているが、本報告では、これまでほとんど語られてこなかった更生保護施設経営者や幹部職員ではない一般女性職員の声も拾い上げて、社会的な居場所づくりについての示唆をまとめた。

**C1 イタリア刑法における結社罪について**

脇坂 成実 (早稲田大学)

我が国では改正暴対法が2012年7月26日に成立し、組織犯罪に対する規制を強化したが、一方イタリアでも2008年における一連の刑法改正により、マフィア型結社罪(416条の2)の適用範囲を外国の結社にまで拡大させ、さらに重罰化を行っている。本報告ではイタリアにおける結社罪の歴史を1810年ナポレオン刑法典にまで遡って検討し、続いて現行イタリア刑法における結社罪の構造を明らかにした上で、我が国が学ぶべき点を考察する。

**C2 日本における司法看護師の犯罪関係活動の可能性について**

日下 修一 (獨協医科大学)

司法看護師 (forensic nurse) は海外では一定の活動を行っており、アメリカでは犯罪被害者への支援、司法解剖や検屍、コローナーや法廷での鑑定人の役割を行ったり、オーストラリアでは警察に雇用され、初動捜査の段階から被疑者へのケアや尋問を行っている。こうした、司法看護師の役割を日本では犯罪関係活動ではどう活用できるかを検討し、SANEや検死官の役割などを行うための制度上の問題について考察する。

**C3 「予防犯罪学」の構想 - 研究と実践との橋渡しのために -**

原田 豊 (科学警察研究所)

犯罪の被害(やその再発)を予防することを目的とし、それに役立つ方策を総合的・系統的・実証的に研究する犯罪学の一領域として、『予防犯罪学 (Preventive Criminology)』を提唱する。この名称は『予防医学 (Preventive Medicine)』からの連想であり、方法論的にも両者は近いと思われる。本報告では、今日、研究と実践との橋渡しが大きな社会的課題となっていることを指摘し、犯罪対策に関してそれを担う試みとしての『予防犯罪学』の可能性や今後の課題について論じる。

**C4 地域の情勢を考慮した防犯対策のための実践的支援**

- 地理情報システム (GIS) 活用の検討 -

齊藤 知範 (科学警察研究所)

原田 豊 (科学警察研究所)

各地において、自主防犯ボランティアや行政などのさまざまな主体が防犯対策を実践している。対策の継続のためには、地域ごとに把握される治安上の課題に関する情報共有や活動プロセスの記録などが鍵となる。本報告では、住民等が懸念を感じる箇所や危険箇所などに関する情報の集約、活動プロセスの記録の簡便化などにより、治安上の課題を関係者間で共有するための方策について、実地でのデータもふまえて、検討したい。

**C5 警察に対する国民の信頼の改善方策に関する一考察**

小林 良樹 (慶應義塾大学)

本発表は、「警察に対する国民の信頼を如何にして改善するか」という問題に関して、特に、都道府県公安委員会に対する苦情申出制度に着目して考察を加えるものである。具体的には、「警察に対する国民の信頼を改善するための有効な方策の一つとして都道府県公安委員会に対する苦情申出制度の活性化が考えられる」、「そのためには同制度に対する国民の認知を向上させることが肝要である」との仮説の検証を試みる。

**D1 なぜ「現実と仮想の区別の喪失」は語られたのか**

赤羽 由起夫 (筑波大学大学院)

本報告の目的は、1990年代から2000年代の少年犯罪において、なぜ「現実と仮想の区別の喪失」が語られたのかを明らかにすることである。そのために本報告では、ロジェ・カイヨワによる聖・俗・遊の三項図式を理論として用いて、新聞報道の内容を分析していくことで、「現実と虚構の区別の喪失」の語られ方を読み解いていく。

**D2 日本統治下台湾における笞刑論争再考**

櫻井 悟史 (立命館大学大学院)

明治37年、日本統治下にあった台湾において罰金及笞刑処分令が発布された。この笞刑という身体刑をめぐる繰り広げられた小河滋次郎と鈴木宗言の論争については、近年研究が進められている。本報告では、鈴木をはじめとする笞刑擁護論者がいかなる理論で笞刑を擁護したのか、また笞刑を受けた者のその後を記した文書などから、いかに笞刑が実践されたかに特に注目することで、刑罰における身体的/精神的苦痛の意味を再考する。

**D3 警護学の日本的適用に関する一考察**

田中 智仁 (仙台大学)

警護は要人の安全を確保する重要な方策として官民を問わずに実施されているが、日本において「警護学」は未確立の状態にある。一方で、韓国では大学に警護学科が設置され、テキストが刊行されるなど、警護学が盛んに展開されている。本報告では、日韓の警護方法論を比較し、その日本的適用を検討する。

**D4 高校生の対人関係における「不安」と規範意識の特徴**

作田 誠一郎 (山梨学院短期大学)

現代の高校生の対人関係は、不安定な対人関係を回避するための空気感やそれにとまなう不安感が存在する。そのような対人関係のなかで、規範意識がどのような特徴を有するのであろうか。本報告は、昨年度実施した高校生に対するアンケート調査の結果から地方高校生の全体的な対人関係の特徴を明らかにするとともに、各属性別からみた規範意識について考察する。

**D5 新自由主義的市場改革と規制の強化—証券犯罪を中心に**

斉藤 豊治 (大阪商業大学)

新自由主義的な市場改革は「規制緩和」を旗印に遂行されてきた。大学も例外ではない。しかし、規制強化こそが人々の実感である。プレイスウエイトらは現代資本主義を「規制資本主義」(regulatory capitalism)と呼び、規制強化が多くの領域で、地球的規模で進んでいるとする。報告では、証券取引の分野を素材に「規制資本主義」論の枠組から罰則その他の規制強化を分析し、この理論の評価も試みることにする。

## 犯罪不安と刑事司法への信頼

コーディネーター・司会 : 津島 昌寛 (龍谷大学)

コメンテーター : 中谷内 一也 (同志社大学)

近年、住民の犯罪に対する不安感(犯罪不安)は、犯罪の実態とは関係なく、高い水準を維持している。それに伴い、日本でも、不安軽減のための独自の対策が求められている。そこでは、犯罪不安を軽減させるうえで、住民と刑事司法(警察、検察や裁判所など)との信頼構築がきわめて重要であることが指摘されている。

本セッションは、2011年4月~7月に実施した「犯罪被害などに関する調査」の結果をベースに、犯罪実態、犯罪不安、治安意識、刑事司法への信頼を中心に上げながら、リスク社会における新たな刑事司法のあり方を模索する。

### 1 「犯罪被害などに関する調査」の背景と概要

津島 昌寛 (龍谷大学)

本報告では、まず「犯罪被害などに関する調査」の背景と概要を紹介する。それをふまえて、犯罪被害、犯罪不安、刑事司法に対する信頼など主な項目の基本統計と属性別集計結果を提示し、それらが示唆することについて犯罪社会学的視点から考察する。

### 2 刑事司法に対する意識

辰野 文理 (国土館大学)

「犯罪被害などに関する調査」では、人々が警察や裁判といった刑事司法機関に抱いている意識について、透明性や公平性、活動に対する評価といった観点から質問を行った。本報告では、そうした刑事司法に対する意識が、犯罪不安や捜査への協力、量刑判断、さらに刑事司法機関に対する信頼度などどの程度関係するかについて分析した結果を報告する。

### 3 欧州と比較した日本の刑事司法に対する信頼

浜井 浩一 (龍谷大学)

「ロンドン大学との共同研究として実施している「Trust in Justice」調査(欧州27か国及び日本等で実施)の概要を報告する。この「Trust in Justice」調査の理論的背景には、刑事司法が適切に運営されるためには、国民が刑事司法を信頼することが重要であり、刑事司法(の各機関)の能力や公平性が信頼されることで、刑事司法の(国家)権力行使が正当化され、国民の支持や協力を得ることができるという仮説がある。本報告では、この仮説の枠組みを用いて、ヨーロッパ(独仏英及び北欧並びに露)との比較から日本調査の結果を検討してみたい。

27日(土)

14:20 - 17:20

テーマセッションB

本館2階28教室

家庭裁判所調査官による社会調査のあり方

コーディネーター・司会 : 岡田 行雄 (熊本大学)

前年度企画「少年司法を取り巻く状況の変化と社会調査」において、少年司法を取り巻く状況変化が家庭裁判所調査官による社会調査の変化をもたらしていることは確認できたが、より良い少年司法を実現するためには、あるべき社会調査とは何か、そして家庭裁判所調査官に必要な専門性とは何かなどを明らかにするという課題が残った。

そこで、本テーマセッションにおいては、少年司法を取り巻く状況変化等を前提とした上で、残されたこれらの課題に取り組むことにしたい。

## 1 法的に要請される社会調査のあり方

岡田 行雄 (熊本大学)

家庭裁判所調査官による社会調査のあり方については、ソーシャルケースワークの手法によることがかつては強く説かれてきたが、本来、それは少年法、そして憲法や子どもの権利条約によって理論的には枠づけがなされなければならないはずである。そこで、本報告では、少年法、日本国憲法、子どもの権利条約から求められる社会調査のあり方について検討を加えることにしたい。

## 2 家庭裁判所調査官による社会調査の実践

森野 俊裕 (京都家庭裁判所職員団体)

家庭裁判所調査官を取り巻く状況が変化した今日においても実践可能で、かつ、非行少年にとって適切な処遇を発見するための社会調査のあり方を検討することを通して、少年を取り巻く環境を幅広く調査し、少年の成長発達をロングスパンで捉える処遇意見を形成する必要性を明らかにすることにしたい。

## 3 非行少年の成長発達可能性を発見する社会調査のあり方

廣田 邦義 (臨床心理士・元家裁調査官)

社会調査が非行少年の成長発達可能性を発見するためのものと位置づけた場合、その具体的なあり方が問われる。そこで、報告者が家裁調査官として取り組んできた、非行少年の成長発達可能性を発見するための非行事実の調査や試験観察を提示した上で、こうした社会調査を実践するために必要とされる調査官の専門性とその養成のあり方も提示したい。

27日(土)

14:20 - 17:20

テーマセッションC

本館3階36教室

## 性犯罪裁判員裁判の課題

コーディネーター・司会 : 平山 真理 (白鷗大学)

話題提供者 : 平山 真理 (白鷗大学)

小橋 るり (弁護士)

斉藤 章佳 (精神保健福祉士、  
社会福祉士)

裁判員制度が開始され3年が経過したが、この制度の最も大きな影響の一つとして、性犯罪事件における量刑の厳罰化が指摘されている。一方、被害者は裁判員裁判においては従来より大きな負担を強いられているという指摘もあり、性犯罪を裁判員裁判の対象とすべきかについても議論が交わされている。また性犯罪事件の量刑の変化は、わが国の性犯罪者処遇にどのような影響を与え得るのか、という視点も重要である。本セッションでは、様々な観点から性犯罪裁判員裁判の諸課題を議論したい。

まず、平山真理が、性犯罪裁判員裁判の課題を総論的に考察する。更に、裁判への市民参加制度を有する諸外国においては、とくに性犯罪事件において特別の課題が指摘されているのかについても考察する。

次に、小橋るりが、強盗強姦事件の裁判員裁判を2件した経験を踏まえ、性犯罪被害をどのように加害者に認識してもらうのか、また、その上で、加害者の反省悔悟をどうやって工夫したのかにつき弁護士経験を踏まえて考察する。

更に、斉藤章佳が、氏が勤務するクリニックで実施してきた、性犯罪加害者やその家族に向けた諸プログラムについて説明する。これらには、2006年から日本で初めて性犯罪者における社会内処遇の一環として実施されている再犯防止プログラム(SAG: Sexual Addiction Group-meeting)、2007年から日本で初めて実践されている、性犯罪加害者家族に特化した支援グループ、また拘留中の被告人や受刑者を対象とした「司法サポートプログラム」(2011年より開始)が含まれるが、これらのプログラムが裁判員裁判において果たす役割についても考察する。

性犯罪事件の裁判は裁判員制度の様々な課題が最も色濃く出ている分野であることは間違いのないように思われる。本セッションでは、フロアとの活発な意見交換も期待したい。

### 1 性犯罪裁判員裁判の課題 - 『市民の目線』の与えるインパクトは？

平山 真理

### 2 「性犯罪事件における「被害」について～裁判員裁判を通じて」

小橋 るり

### 3 「性犯罪者における地域トリートメント～司法サポートプログラムが果たす役割～」

斉藤 章佳

27日(土)

14:20 - 17:20

テーマセッションD

本館3階38教室

刑の一部執行猶予 - 制度導入による現場への影響

コーディネーター・司会 : 正木 祐史 (静岡大学)  
話題提供者 : 森久 智江 (立命館大学)  
丸山 泰弘 (立正大学)  
高平 奇恵 (福岡県弁護士会)  
西原 実 (大阪保護観察所)  
大杉 光子 (京都弁護士会)

刑の一部執行猶予制度の導入に係る法案が継続審議中である。そこでは、「実刑と全部執行猶予との中間的な刑事責任に応じた刑罰」という新たな選択肢が加わるとされ、「施設内処遇後に相応の社会内処遇の期間を確保し、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図る制度」を設けるものとされている。

本制度の導入は、現在の(広い意味での)刑事司法制度が抱えている問題状況の解決につながるものとなるであろうか。ここには、そもそも本制度が理論的にどのように位置づけ得るものであるかという基本問題のほか、「問題状況」をどのようなものと認識するか、その解決のためにはどのような方向性をとったうえで刑事司法のどの部分にどのように切り込んでいくべきかという基本スタンスに関わる問題も横たわっている。

もっとも、そのような基本問題を有しているにもかかわらず、この問題に立ち入った分析を加えたものは必ずしも多くないと思われる。他方、おそらくこの問題に潜在的な関心を持っているのは、現にこの制度が施行されたときに必然的なかわりを持つことになるであろう現場の方々ではないだろうか。

本セッションは、それら基本問題を踏まえたうえで、本制度の導入が現場に、とりわけ、刑罰の新たな選択肢が入るとされている点で弁護人の活動にどのような影響を与えることになるか、相応の社会内処遇期間を確保することをうたう本制度が保護の処遇現場に何をもたらすか、という視点から、本制度がどのように意識され、あるいは受け止められて議論の俎上に載せられることになるのだろうか、ということ、(もちろん現段階では予測ということになるが)現場の方々から出していただき、それを素材に議論をしていって、本制度のもつ意義・問題点を改めて確認したい。それにより、本法案の問題点を探り、あるいは可決成立していたとしてもその施行は公布後2年ないし3年内政令指定日とされていることから現場が準備をするために有益な情報を共有したいと考えている。

話題提供者のうち、森久智江氏には、制度が抱える理論的問題を踏まえ、「再犯防止」「改善更生」に資するための「刑事制裁の多様化」「刑の個別化」という導入趣旨をどのように分析していくかという分析の視点を提供していただく。丸山泰弘氏には、薬物使用者に対する処遇の現状・課題を踏まえ、制度導入が処遇の理念・あり方にどのような影響を及ぼすことになりそうかという点について指摘していただく。高平奇恵氏には、弁護士の立場から、制度導入によって、捜査段階・公判段階での刑事弁護活動にはどのような影響があるのか(ないのか)を、西原実氏には、制度導入によって、保護の処遇現場はどのような対応を迫られるか、現場にどのような影響が表れるかを予測していただく。最後に、大杉光子氏には、刑の一部執行猶予制度の導入に関する京都弁護士会の意見書の概要についてご紹介いただいたうえで、意見書を取りまとめたご経験から各話題提供に対するコメントをいただく予定である。

28日(日)

9:30 - 12:30

テーマセッションE

本館2階26教室

少年事件の裁判員裁判—何を伝えるのか、何が伝わるのか—

コーディネーター・司会：武内 謙治（九州大学）

すでに少なくない少年事件が裁判員裁判の対象とされた。少年非行現象の正しい評価のためには、背景にある問題や事件のメカニズム、そして少年に対する処遇に関する正しい理解が不可欠である。裁判員裁判で「少年非行」の何を伝えるべきで、実際に何が、どのように伝わったのか。付添・弁護、調査・対人援助、矯正に精通し、かつ現在一線で活躍されている方々に話題提供を頂き、課題と展望を含めて情報を共有したい。

## 1 少年の裁判員裁判における対人専門職との協働

松田 和哲（弁護士）

裁判員裁判という制度において、少年自身のこと、さらには少年が非行に至る機序を立証し、それを裁判員の判断の基礎とさせるための活動には、時として困難を伴う。担当弁護人として関わった裁判員裁判における対人専門職との協働を報告しつつ、その活動の方法論について、現行の司法制度において可能なこと、困難なことを考えたい。

## 2 少年の裁判員裁判における専門家証人と社会調査記録の活用

知名 健太郎定信（弁護士）

本報告においては、付添・弁護実務の立場からみて少年に対する裁判員がどのような問題・課題をもっているか、検討を行う。報告者が担当した実例を紹介しながら、実際の裁判員裁判において社会調査記録がどのように用いられたのか、そしてまた専門家証人を用いた効果がどのようなものであり、どのような課題が残ったのか、検討を行う。

## 3 対人援助専門職からみた裁判員裁判

藤原 正範（鈴鹿医療科学大学）

刑事事件には人間関係科学の光を当てないと見えない側面があることを裁判員、裁判官に気付いてもらうことが、対人援助専門職に求められる。平和な社会実現のためには、被告人が刑務所から出て再び社会生活を送るところまでを見通しておくことが必要であり、被告人が少年である場合この視点は必須である。量刑が争点となっている刑事裁判に積極的に対人援助専門職が関与できる環境づくりを制度面、実質面で整えることが求められる。

## 4 矯正実務からみた裁判員裁判

中島 学（浪速少年院）

本報告は、矯正実務の立場から、少年院における矯正教育と少年行刑との異同を踏まえ、それぞれの意義と課題を明らかにする。また、特に55条移送の主張が行われた場合に裁判員たちが判断の前提として、裁判員は何に対するどのような事柄を理解しておく必要があるのかを明らかにする。より充実した矯正教育や行刑を行うために、どのような方策が望まれるのか、合わせて検討したい。

我が国における少年院の処遇は、長い間、教育・保護モデルおよび社会復帰モデルに基づいて行われてきた。しかし、犯罪被害者からは、少年院における贖罪教育の充実が要求されるようになった。また、法学研究者からは、処遇における適正手続きの不十分さが指摘されるようになった。このような社会状況の中で、少年院法の改正が企画された。本セッションでは、少年院の処遇の歴史的な流れを踏まえて、本法案の立法趣旨が説明される。また、少年法研究者および少年院勤務の経験のある研究者からは、それぞれの専門的立場から、少年院法改正案の不十分な点を指摘していただく。その上で、フロアーからの質問を受けながら、新しい少年院法の下における、あるべき少年院処遇について討論したい。

## 1 少年院処遇の変遷と少年院法改正

横山 實(國學院大學)

戦後から現在に至るまでの少年院被収容者数の増減の動向をふまえて、それぞれの時期において、少年院の処遇は、どのような理念でどのような処遇を展開してきたかを分析する。その上で、少年院被収容者のベストインタレストを実現するため、少年院法は、どのような方向で改正すべきかを考察する。

## 2 少年院法案の概要と少年院における最近の取組

名執 雅子(法務省矯正局)

第180回国会に提出された少年院法案について、改正に至る経緯と目的を説明するとともに、在院者の人権尊重、矯正教育その他在院者の健全な育成に資する処遇、施設運営の透明性確保等の観点から、その概要を説明する。また、法案の趣旨が少年院でどのように実現されるのかが重要であるため、「少年矯正を考える有識者会議提言」に基づき少年院が取り組んでいる具体的施策にも触れつつ、運用の方向性について考えたい。

## 3 少年法研究者から見た少年院法改正

高内 寿夫(國學院大學)

本報告では、少年院における在院者の人権という見地から、新少年院法の特色と問題点を検討する。在院者の人権については、少年院における適正手続きの保障という観点と少年としての在院者に認められるべき諸権利が保障されているかという観点とがある。前者については、広島少年院の暴行事件のような不適正事案の防止という切り口から、後者については、子どもの権利条約との整合性という切り口から分析してみたい。

## 4 少年院法改正でなされなかったこと

津富 宏(静岡県立大学)

少年院法の全面改正は、広島少年院における「不適正処遇事案」をきっかけに着手されたが、議論の発端となった「少年矯正を考える有識者会議」には、同事案についての報告書などは、係争中という理由で一切示されることはなかった。この点、検証結果報告書が示されることで、議論が徹底的に行われた「検察の在り方検討会議」とは大きく異なる。本報告においては、この点をはじめ、少年院法改正の不徹底性について論じる。

28日(日)

9:30 - 12:30

テーマセッションG

本館3階36教室

被疑者・被告人となった触法高齢・障がい者への支援と処遇（司法と福祉の連携）

コーディネーター・司会：浜井 浩一（龍谷大学）

本セッションは、更生労働科学研究において行った研究成果を土台に触法高齢・障がい者に対する支援の在り方を司法と福祉の連携に焦点を当てて検討するものである。近時、地域生活定着支援センターがすべての都道府県に設置されるなど、刑務所を出所する受刑者に対する支援は緒についた。しかし、こうした高齢・障がい者は、社会福祉の支援を受けることなく軽微な犯罪の累犯化によって実刑となっている。そこで、被疑者・被告人の段階で、司法と福祉が連携することによって、実刑を回避するための対策を、更生保護施設と福祉の連携、弁護士による支援、刑事訴訟法と被疑者・被告人の人権、諸外国の実践などの面から検討したい。

1 更生保護と福祉の連携（更生保護施設に対する調査結果から）

古川 隆司（追手門学院大学）

更生保護施設に対する質問紙調査の結果、触法高齢者・障がい者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くないことがわかった。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられる。こうした現状を踏まえ、更生保護施設と福祉との連携のあるべき姿について検討する。

2 刑事訴訟法と人権保障の観点から見た刑事手続における

触法高齢・障がい者の身体拘束の短縮や回避（ドイツ・イギリスを参考に）

齋藤 司（龍谷大学）

「社会的排除」を受けている者が、未決拘禁によってさらに「社会的排除」されるという現状に鑑みれば、「社会的排除」を生む未決拘禁を最小化するだけでなく、未決拘禁の原因ともなりうる「社会的排除」を最小化することが必要となる。未決拘禁を最小化することを目的とした「社会的援助」（住居や職場の提供、一般社会の社会保障制度への仲介等）の在り方について検討する。

3 ノルウェー・イタリアから見えてくる日本における触法高齢・障がい者の現状と課題

浜井 浩一（龍谷大学）

ノルウェー調査から見えてきたことは、高齢者や障がい者に対する福祉政策が充実すれば、触法高齢・障がい者の問題の多くは解消するということであった。また、イタリア調査から見えてきたことは、刑罰の目的を含めて罪を犯した者の更生が自分たちの役割であるという考えを司法と福祉が共有できれば、判決前と判決後が分断された現在の刑事司法の縦割りの弊害も解消し、相互理解も深まるということである。そのために必要な刑事司法や社会調査の在り方について検討する。

4 触法高齢・障がい者に対して弁護活動の実態と弁護士の意識（弁護士調査結果から）

我藤 諭（龍谷大学）

弁護士調査からは、弁護士が障がい者に対する十分な知識を有していないため知的障がいを見逃している可能性や犯罪の背景にある福祉的な支援の必要性を主張することが実刑回避にはつながっていないことなどがわかった。触法高齢・障がい者支援における弁護士の在り方について検討する。

5 長崎地検で施行されている知的障がいを持つ被疑者に対する支援の現状と課題

伊豆丸 剛史（長崎地域生活定着支援センター）

最高検察庁と南高愛隣会の協議に基づいて、専門家が調整する「障がい者審査委員会」が更生のために必要な支援計画等を提出することで、知的障がいがある被疑者の不起訴（起訴猶予）処分を検討する制度が、長崎地検においてパイロット的に試行されており、その概要・実施状況を報告する。

日本の刑務所処遇は、個別処遇を標榜すると同時に、保安、作業に大きな力を注いできた。しかし、2005年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(2007年名称変更)を一つの契機として、受刑者の人権重視及び、特別改善指導等のいわゆる処遇プログラムの実施を重視するようになった。これは刑務所で働く刑務官の職務を増加させ、過重な負担を強いるものともなっている。今、日本の刑罰はどこに行こうとしているのか。まさに過渡期であると言える。本セッションでは、刑罰の意味、受刑者処遇自体が転換期を迎えている今、これまでその数の少なさから、あまり注目されることのなかった女性犯罪者の処遇に焦点を当て、そこで働く女性刑務官にも注目することにより、もう一度、刑罰、受刑者処遇全体を考え直すことを試みたい。その際に、受刑者処遇は性別にかかわらず同一にするべき部分と、性別によって差異を設ける部分があることに留意したい。

### 1 刑罰論再考

森川 恭剛 (琉球大学)

本報告では、厳罰化論のある中で、修復的司法の理論など、応報刑論に対する根本的な反省が提起されていることをうけて、刑法理論の観点から、刑罰の意味について、近代刑法の原理を考え直すような議論を試みる。ドメスティック・バイオレンスに対する刑事介入のあり方を例にあげ、親密圏と公共圏を対比することで手がかりをえたい。

### 2 女子受刑者・女子刑務官の現状

齋藤 実 (東京弁護士会・國學院大学)

一般に、女子刑務所のイメージには誤解がある部分もあるのではないだろうか。例えば、女子受刑者は女子刑務所だけに収容されている、無期懲役の女子受刑者は特定の施設に集められている、初入の交通事犯者と累10入の覚せい剤自己使用事犯者とは別の刑務所に収容されている、過剰収容は解消されている、女子受刑者は扱いやすい、刑務官はベテランが多い等である。そこで、本報告では、日本の女子受刑者処遇の現場が抱える問題を示し、そこから受刑者処遇全体の問題を考えたい。

### 3 女子刑務官の現状

上瀬 由美子 (立正大学)

本報告では、女子刑務官おかれた状況について、美祿社会復帰促進センター職員への職場意識調査(2010年2月実施)の結果をもとに報告する。当該施設は日本におけるPFI刑務所第1号であるとともに、男女収容棟を併設する施設でもある。官民協働状況とその評価、職場・職業意識、地域との関わりなどについて、男女の国職員の回答比較を行う中から、女子刑務官の抱える問題について分析する。

### 4 女子受刑者処遇の現状と刑罰意識

矢野 恵美 (琉球大学)

本報告では、2010年に美祿社会復帰促進センターで実施した、受刑者、職員、近隣住民への意識調査から、刑罰についての意識について、男女差を含めて考察し、日本における刑罰の意味を考える。さらに、受刑者調査の結果から、処遇態度、抱えている問題、被害体験等についての男女差を考察し、性別によって処遇内容は異なるべきかどうかを考察する。

### 5 総括

手塚 文哉 (島根あさひ社会復帰促進センター)

総括では、全ての報告から浮かび上がった、女子刑務官の実態を含んだ女性犯罪者の処遇の問題点を整理し、そこから今日の刑罰思想、受刑者処遇の課題を指摘、日本の進むべき道を考える。

## シンポジウム

## 本館2階21教室

## 裁判員制度は刑事司法をどう変えるか？

コーディネーター・司会：葛野 尋之（一橋大学）

コメンテータ：白取 祐司（北海道大学）

土井 隆義（筑波大学）

浜井 浩一（龍谷大学）

総括発言：河合 幹雄（桐蔭横浜大学）

裁判員制度の導入にともない、直接主義・口頭主義の審理、公判中心主義の再生の方向で、刑事手続が変化しつつある。このような刑事手続の変化は、一般市民である裁判員の参加と相俟って、刑事裁判によって解明される「真相」（刑訴法1条）の意味に変化をもたらす可能性がある。他方、このような変化は、刑事裁判（司法）に対する社会的期待や、刑事裁判（司法）が担う社会的機能に影響を与え、それらを変化させようである。

これら両面において、裁判員制度は「精密司法」といわれてきた日本の伝統的刑事司法を大きく変化させようのものである。刑事司法の変化は、裁判員裁判の公判手続を中心としつつも、裁判員裁判以外の裁判手続、犯罪捜査に関する警察活動、さらには裁判員裁判後の犯罪者処遇の場面（矯正・保護）にも及ぶものであろう。もし裁判員制度によっても、日本の刑事司法の全体またはある重要な局面に大きな変化がないとすれば、なにが、どのように変化しないのか、そのことの理由と意味が問われなければならない。

以上のような観点から、裁判員制度が日本の刑事司法をどのように変えつつあるか（現在完了）、変えていくか（未来）、変えるべきか（当為）、について、実務の変化と現状を踏まえ、法学と社会学、理論と実務、それぞれ双方からアプローチする。

当日、パネリストとしては、3人の実務家にご登壇いただく。お三人は、裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場で、裁判員裁判に直接関与された経験をお持ちであり、また、裁判員裁判の実務において指導的役割を担い、実務に対し強い影響力を有しておられる。コメンテータとしては、各バックグラウンドを代表する三人の会員にご登壇いただく。コメンテータには、裁判員裁判の実務に即したパネリストのお話と、会員の学問的関心とのあいだをつなぐ架け橋の役割を期待している。

パネリスト：加藤 学（裁判官）

裁判員裁判は、国民の積極的な参加意識と、法曹三者の制度導入へ向けての努力により、順調に運営されてきているといえる。しかしながら、制度導入後3年が経過して、当初目標とされていた公判中心主義・直接主義の実現にかけりが見られるとの指摘がある。また、控訴審の役割の変化、量刑傾向の変化の有無も議論されている。当日は、これらの点について報告したい。

パネリスト：稲川 龍也（検察官）

刑事訴訟法1条の真相解明に関連して、従来より二つの鶏と卵論争があった。一つは、国民の刑事裁判に対する真相解明の究明姿勢と、自白追及も含む捜査の徹底、ハードルの高い起訴基準、99%の有罪率の関係、もう一つは、精密司法に関連する裁判所の姿勢と当事者の姿勢である。裁判員裁判導入により後者は明らかに変わりつつあるが、前者は本質は変わっていないように思える。その背景にある刑事司法の最先端の情報を提供したい。

パネリスト：神山 啓史（弁護士）

供述調書から証人尋問へ、水掛け論から客観証拠へ、刑事裁判の本来のあり方が実現しつつある。これを「裁判員のための特別なもの」にしてしまっただけではいけない。裁判員裁判は、弁護人に、公判におけるやり甲斐を与えてくれた。同時に、課題も生んでいる。従来の情状弁護は通用しない。相当な刑を示し、なぜそれが相当なのかを説明する弁護が求められている。裁判員裁判は、弁護人を成長させるきっかけにもなっている。

## 連絡事項

- \* 大会参加費      会員一般参加者      2 0 0 0 円(2日間有効)  
                         会員学生参加者      1 0 0 0 円(2日間有効)  
                         非会員一般参加者      3 0 0 0 円(2日間有効)  
                         非会員学生参加者      1 0 0 0 円(2日間有効)
  
- \* 懇親会費(27日(土))      4 0 0 0 円      会場：西プラザ
  
- \* 昼食      27日(土)、28日(日)ともに1000円でお弁当を販売いたします。  
                         なお、両日ともに学内の食堂は閉まっております。
  
- \* 懇親会参加、お弁当注文をご希望の方は、大会参加費とあわせて同封の振込用紙にて  
                         10月9日(火)までにお申し込み下さい。
  
- \* 大会当日のコピーサービスはありません。大会校も学会事務局ともにコピー依頼はお受け致しませんので、コピーは近隣のコンビニエンスストア等をご利用願います。
  
- \* クロークは設置致しません。
  
- \* 校内に学外者向けの駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
  
- \* 喫煙は所定の喫煙場所をお願いいたします。

一橋大学ホームページ

<http://www.hit-u.ac.jp/>

一橋大学国立キャンパス アクセスガイド

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/campus/access.html>

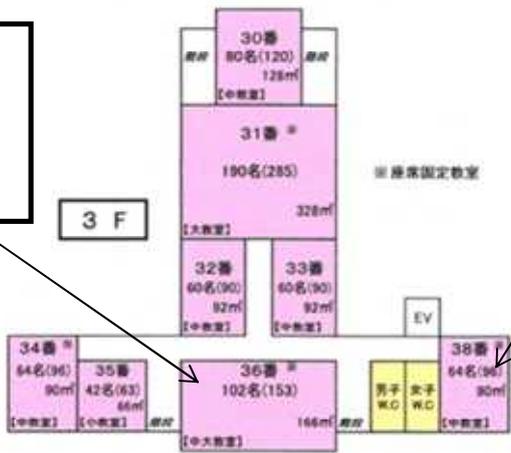
一橋大学国立キャンパス キャンパスマップ

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/campus/campus/index.html>

西キャンパス本館平面図

27日自由報告C  
 テーマセッションC  
 28日テーマセッションG

27日自由報告D  
 テーマセッションD  
 28日テーマセッションH

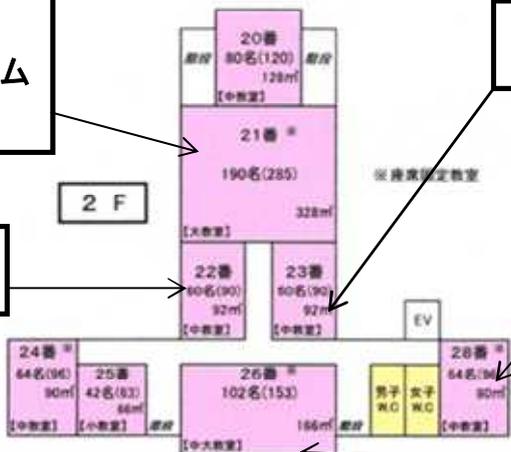


27日総会  
 28日シンポジウム  
 閉会式

受付(終日)

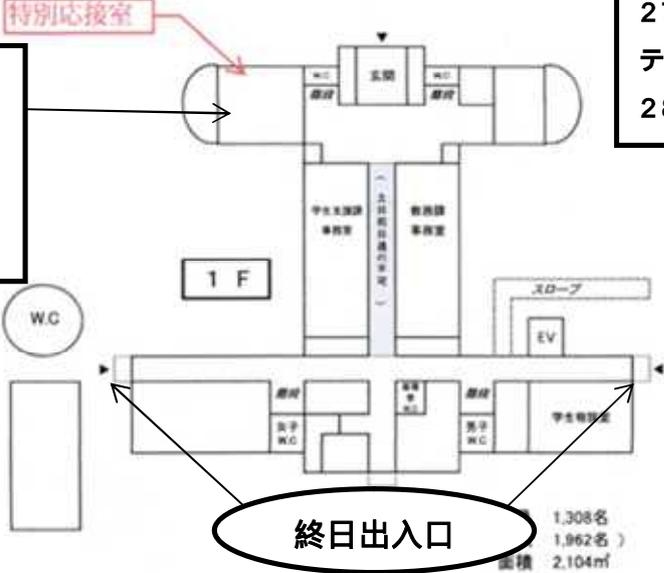
会員控室(終日)

27日自由報告B  
 テーマセッションB  
 28日テーマセッション



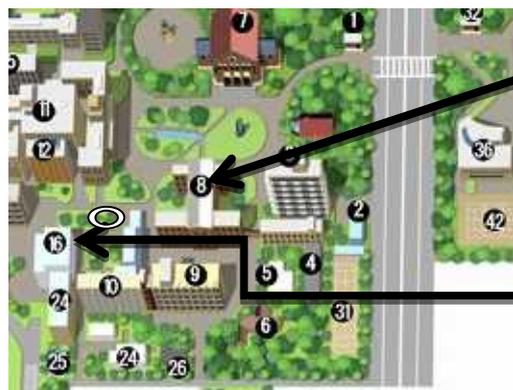
27日  
 編集委員会  
 28日  
 研究委員会

27日自由報告A  
 テーマセッションA  
 28日テーマセッションE



懇親会  
 会場：西プラザ(大学生協)

## キャンパスマップ・アクセスマップ



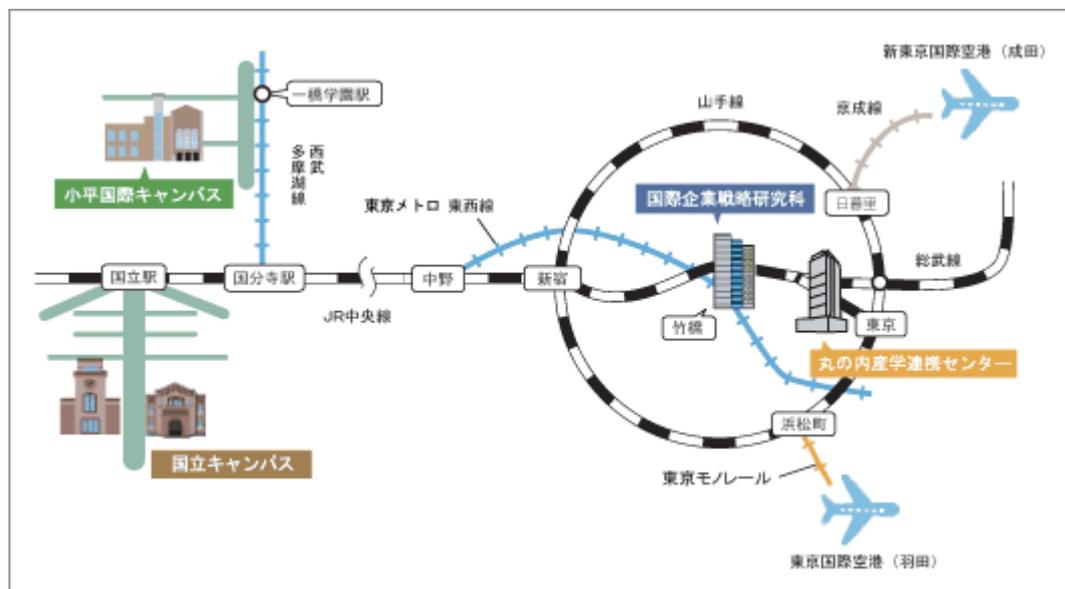
会場：本館

懇親会会場：西プラザ

○喫煙場所（本館西側出口を出て直進したところにあります）

（東京駅・羽田空港からのアクセス）

（大学付近）



（公共交通機関）

東京駅よりJR中央線快速で約52分

新宿駅よりJR中央線快速で約41分

新横浜駅よりJR横浜線・中央線（八王子駅経由）で約60分

大宮駅よりJR京浜東北線・武蔵野線・中央線（南浦和駅経由）で約60分

羽田空港より（品川・新宿駅経由）で約90分

国立駅より会場まで徒歩約6分